

議案第34号

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村国民健康保険税条例（昭和60年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中札内村国民健康保険税条例（昭和60年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条中「100分の4.30」を「100分の4.80」に改める。

第6条中「100分の1.80」を「100分の1.95」に改める。

第8条中「100分の0.90」を「100分の1.05」に改める。

第15条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の中札内村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。